



函館市監査公表第23号

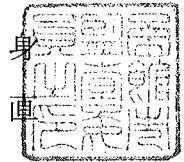
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、学校法人白百合学園を対象として、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、この監査については、渡辺宏身監査委員、植松直監査委員、北原善通前監査委員および茂木修前監査委員が監査を行ったものである。

平成27年5月19日

函館市監査委員 渡 辺 宏

函館市監査委員 植 松



平成26年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象団体

学校法人白百合学園

2 監査の対象

財政援助団体監査

平成25年度において、函館市から学校法人白百合学園に対して交付された函館白百合学園高等学校私立学校運営助成費に係る出納，その他これらに関連する事務

3 監査の期間

平成26年12月1日から平成27年2月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は，上記補助金に関する出納および業務の執行状況等，これらの事務が適正に執行されているかについて，当該団体および函館市の関係書類について検査を行うとともに，関係職員から説明を聴取した。

5 監査の結果

財政援助団体監査の結果，対象となった事務は，適正に執行されていた。